

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 証券取引法第174条第1項に基づき、課徴金の額は、

- (1) 売買対当数量(注1)に係るものについて、
(有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)

と、

- (2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、
買付け等対当数量(注2)に係るものについて、
(当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)

との合計額として計算される。

(注1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、
いずれか少ない数量をいう。

(注2) 買付け等対当数量：当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を
超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から1月
以内に行われた当該違反行為に係る売付数量のうちいずれか少ない数量をい
う。

2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の
合計 7,456,000円。

⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、745万円

(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は174,000株であり、
② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量
170,000株に、同条第9項により、違反行為開始時にその時の価格
(1,699円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時
に所有している当該有価証券の数量228,000株を加えた398,000株であ
る

ことから、174,000株となる。

当該売買対当数量に係るものについて、

売付価額300,792,000円(注3)

- 買付価額(1,699円×174,000株)(注4)

= 5,166,000円

(注3) 売付価額は、	}	1,670円×1,000株	1,680円×2,000株	の合計額である。
		1,681円×1,000株	1,685円×1,000株	
		1,690円×4,000株	1,699円×1,000株	
		1,700円×40,000株	1,704円×10,000株	
		1,706円×10,000株	1,708円×10,000株	
		1,709円×10,000株	1,720円×9,000株	
		1,722円×10,000株	1,729円×1,000株	
		1,732円×1,000株	1,737円×10,000株	
		1,738円×1,000株	1,740円×1,000株	
		1,747円×1,000株	1,748円×10,000株	
		1,785円×29,000株	1,786円×1,000株	
		1,788円×10,000株		

(注4) 買付価額の算定においては、金融商品取引法施行令（平成20年政令第369号による改正前のもの。以下同じ。）第33条の14第5項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。

本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、証券取引法第174条第9項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（1,699円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。

(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、

買付数量が売付数量を超える数量 224,000株（398,000－174,000）

と、

当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた売付数量 35,000株

とを比較して少ない数量である、35,000株となる。

当該買付け等対当数量に係るものについて、

違反行為終了日から1月以内の売付価額 61,755,000円（注5）

－買付価額（1,699円×35,000株）（注6）

＝2,290,000円

(注5) 売付価額は、	}	1,724円×11,000株	1,740円×2,000株	の合計額である。
		1,750円×3,000株	1,769円×1,000株	
		1,770円×1,000株	1,773円×1,000株	
		1,790円×5,000株	1,799円×1,000株	
		1,800円×10,000株		

(注6) 買付価額の算定においては、金融商品取引法施行令第33条の14第7項の規定により、同条第5項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け対当数量に達するまで割り当てることとなる。

本件においては、(注4)と同様にみなし買付けから順次割り当てている。

